

様式第2号(その1)(第4条関係)

付印 不動産取得税免除(不均一課税)申請書

受印 県税・総務事務所長殿 年 月 日		申請者	住所 (所在地)				
			氏名 (名称)	㊟			
			代表者 氏名	㊟			
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第4条の規定により、下記の不動産のうち、工場等用の家屋又はその敷地となる土地の取得に対する不動産取得税の課税免除(不均一課税)の申請をします。							
土	所在	地番	地目	地積 m ² (坪)	取得年月日	取得の 原因	固定資産課税台帳 に登録された価格 円
					・		
					・		
					・		
					・		
					・		
					・		
	計						
地	区分	分	地積	地積の あ ん 分 率	備 考		
	使用目的 による	工場等用建物の敷地	m ² (坪)	%			
		その他の用地					
		計		100%			
		工場等用建物の着工(予定)			年	月	日
家 屋	所在	種類	構造	面積 m ² (坪)	取得年月日	取得の方法	取得価額
					・		
					・		
					・		
					・		
	計						
新設し、又は増設する工場等の事業の種類							
工場等の規模	投下資金	円	増加する 従業員	人			
事業開始(予定)	年 月 日			その他			

新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日		年 月 日
新 た 設 設 し 備 、 の 又 取 は 得 増 価 設 額 し	種 類	取 得 価 額
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円
	構 築 物	
	機 械 及 び 装 置	
	船 舶	
	航 空 機	
	車 両 及 び 運 搬 具	
	工 具、 器 具 及 び 備 品	
	計	

記載上の注意

- 1 この申請書には、工場等用の家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請にあっては、一の工場等用地に工場等用の家屋の敷地とその他の用地がある場合においては、工場等用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 工場等用家屋の敷地となる土地とは、工場等用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等工業生産設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄には、工場等用の家屋を具体的に、工場、倉庫等ごとに記載してください。なお、工場等用の家屋とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第1に掲げる工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のものをいいますが、工場等の構内にある守衛所、詰所、自転車置場等も含まれます。
- 6 「新設し、又は増設する工場等の事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に例えば「ミシン製造業」というように記載してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合には、土地の見取図に、工場等の配置予定図を記載し、家屋に対する申請の場合には、工場等全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税・総務事務所に提出してください。
- 3 土地の取得にあっては、1年以内に当該土地に工場等用の家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除又は不均一課税はできません。
- 4 課税免除又は不均一課税の決定は、工場等用の家屋を事業の用に供した後に行います。

土地の取得に対する不動産取得税については、課税免除又は不均一課税の決定をする日までは、課税免除相当額又は不均一課税によって減少する税額を徴収猶予します。